

鶴見区自治連合会6月定例会 次第

日 時 令和6年6月19日(水)

午後2時

会 場 鶴見区役所 8 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

鶴見区自治連合会長 宮野 昌夫

鶴見区長 渋谷 治雄

3 定例会出席者ごあいさつ(敬称略)

■自治連合会

・法人下末吉連合会 会長代行 荏原 道江

- 4 横浜市町内会連合会6月定例会結果報告
- 5 鶴見区自治連合会関係議題
- 6 鶴見区自治連合会定例会の日程について
 - (1)日程

7月定例会 令和6年7月19日(金)午後2時から 9月定例会 令和6年9月19日(木)午後2時から ※8月は休会です

(2)場 所 鶴見区役所6階8号会議室

7 閉 会

鶴見区自治連合会として参加した主な行事(5月1日~5月31日)

- ・5月11日 子ども育成会総会
- 5月12日 矢向地区連合町内会運動会
- ・5月13日 横浜市町内会連合会5月定例会
- 5月15日 鶴見区自治連合会婦人部歓送迎会
- · 5月16日 鶴見区工業会総会

··· 横浜市町内会連合会 6 月定例会結果報告 ···

1.		テレビ・プッシ 総務局緊急対	•-	開始について 可児担当課長	<u> </u>	資料No. 1
		· · · #	鵖見区	自治連合会	関係議題 • •	•
2.		·· - · · ·		運動」講演会<i>0</i> P防活動部会)開催へのご協力に 石橋部会長	こついて 資料No. 2
	:市街化調	隆区域の区域は	区分)」	見直し」都市記	計 等の改定」と「紛 計 画市素案の説明会 づくり調整担当係:	
4.		文化共生基本 排 鶴見区役所		策定について 区政推進課企	画調整係長	資料No. 4
5.				会の開催につ 区政推進課企	· -	資料No. 5
6.				第の更新につし 高齢・障害支		資料No. 6
7.		つるみ区民 DA 鶴見区役所		進周知について 地域振興課長		資料No.7
8.		隻「夏の交通 事 鶴見区役所		上運動」につし 地域振興課長	いて	資料No. 8
9.	資料提供 鶴見区内ク	火災・救急状況	兄(速幸	艮)		鶴見消防署

鶴見警察署管内犯罪・交通事故発生状況 ・・・・・・・・・ 鶴見警察署

会館に省エネ設備導入しませんか?

補助金申請受付中!まだ間に合います!

★申請件数ランキング

1位 エアコン



申請期限 9月30日 まで

2位 LED 照明器具

補助率



3位

詳細は 「募集案内」を ご覧ください!

断熱窓

[自治会町内会館脱炭素化推進事業]

事業実施主体:市民局地域活動推進課

■問合せ先 (事務委託先)

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045 - 451 - 7740

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

お答えいただきましたか? 【回答期限:

7月 12 日(金) ★延長されました!

◆3月にご依頼した、自治会町内会活動支援の重要な調査です。

◆対象:自治会町内会、地区連合町内会

◆詳しくは、横浜市 Web ページまで 横浜市 自治会町内会調査 検索

ご協力をお願いいたします。

担当:市民局地域活動推進課 電話:045-671-2317 回答



ẫ←ネット回答は、 こちら

よこはまテレビ・プッシュの開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

テレビを使った情報伝達サービス(※別紙チラシご参照)に対して補助金を交付する事業を開始しました。

災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方は、是非、 補助制度をご活用ください。

※ 広報よこはま6月号に掲載しています。



2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。 定例会等で情報提供をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600円(税込)

(内訳) 専用機器代金 16,500 円 (税込) 設置設定費用 12,100 円 (税込)

(4) その他費用

サービス利用料として、月額550円(税込)がかかります。(※) (※)ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イッツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。 (電話) 0120-109-199 (受付時間 9:30~18:00)

 $(\nearrow - \nearrow)$ info@itscom.jp

総務局緊急対策課

担当 山本、若狭

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677 メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

地震速報・大雨注意報・河川はん濫警報など

お住まいの地域の緊急時にテレビがお知らせ

テレビ自動お知らせサー

よこはまテレビ・プッシュ

テレビ画面に文字・画像、専用端末から音声と光で情報をお届け!



緊急情報などが発令されると、テレビ電源が自動でON! テレビ画面に加え、専用端末から音声と光でも情報を告知します。



- ①自治体の防災情報 と連携。
- ②気象警報や注意報、 防犯情報なども お知らせ。



専用端末

⇒よこはまテレビ・プッシュを通じて、毎日の生活に「快適」と「安心」を €

自治体と連携した快適な生活情報

















自治体と連携した安心の防災情報





よこはまテレビ・プッシュで

毎日の生活が安心!便利!

よこはまテレビ・プッシュ 主な特長



緊急時の情報配信!



1刻1秒を争う緊急情報は、 テレビの電源を自動で起動し 情報を配信



リアルタイムの情報配信!

自治体の防災メールや Lアラートなどと連携し、 リアルタイムに情報を配信





生活習慣にマッチ!

防災情報に加え、 数多くの生活情報を





4

エリア別の情報に!

利用者の居住エリアを認識し、 居住エリアに適した 情報を配信



●週間天気 • 詳細天気



操作がカンタン!



視覚的に分かりやすい 画面表示と、 シンプルな操作性



必要な情報を 必要なその時に テレビが自動で お知らせします!





テレビ・プッシュとは??

テレビに自動で情報をプッシュ配信するサービスです。 身近で便利な生活情報や、防災情報を、音声とテレビ画面で自動的にお知らせします。

本サービスは

「横浜市テレビ・プッシュ補助事業」の対象です!

事業目的

緊急地震速報などの情報が即時的確に届き、迅速な避難行動が取れるようにスマートフォンを お持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象地域

横浜市全域(18行政区)

対象者

横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容

初期費用(専用機器、設置設定費) 28,600円(税込)を横浜市が全額負担!

月額料金

550円(税込)

申込期限

令和7年3月31日 ※予算上限に達し次第終了

※よこはまテレビ・プッシュのご利用には、別途インターネット環境が必要になります。 インターネット環境がない場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

イッツ・コミュニケーションズ株式会社

お申し込み・資料請求・お問い合わせ **で 0120-109-199** ^{受付時間} Mail/ info@itscom.jp

各地区自治連合会会長 各位

鶴見区更生保護協会 会長 渋谷 治雄

第74回「社会を明るくする運動」へのご協力について(ご依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、社会を明るくする運動へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も7月の「社会を明るくする運動強調月間」を迎えようとしております。区 内の各地区において様々な行事が予定されていることと存じますが、区民の皆様への本運 動の趣旨の啓発をはかるための講演会を下記の通り開催いたします。

つきましては、<u>各町会より3名様のご出席</u>を賜れれば誠に幸いでございます。後日、自 治会・町内会長様宛てに郵送しますご案内文と参加者記入カードにご記入の上、当日会場 へご持参下さい。

また、各自治連合会会長様には<u>当日ご登壇</u>いただきますようお願い申し上げます。ご出 欠につきましては別添返信用書類にて**7月17日(水)までに**お知らせ下さい。

日 時:令和6年8月18日(日)

13:00 受付開始(「来賓」受付までお越しください)

13:30開会16:00閉会

場 所:鶴見公会堂

内容: (1) 社会を明るくする運動作文コンテスト 受賞作品朗読

(2)講演:田中 紀子 氏 (公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 代表)

(3) 催事:漫才師 キラーコンテンツ

連絡先:鶴見区更生保護協会

事務局:横浜市鶴見区社会福祉協議会

電話:504-5619 事務担当: 二木・田中・千田

第74回

社会を明るくする運動講演会

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力~

日 時 令和6年8月18日(日) 13時 30分より 場 所 独見公会党 4 階 チャール

場 所 鶴見公会堂 6階 大ホール

~プログラム~

ひ わたし り む 1. 作文朗読: 末吉中学校3年生 樋渡 理夢 さん

横浜保護観察所長賞受賞「理解者」

2. 講演:

講師 田中 紀子 氏

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 代表

演題 「ギャンブル依存症と犯罪」 ~求められる対策とは~



~講師プロフィール~

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 研究生。

祖父・父・夫がギャンブル依存症者という三代目ギャンブラーの妻であり自身もギャンブル依存症と買い物依存症から回復した経験を持つ。

全国各地で家族相談会やギャンブル依存問題の普及啓発のための講演を行っている。 2018年12月ローマ教皇主催「依存症問題の国際会議」に招へいされ、我が国のギャン ブル依存症対策等の現状についてバチカンで報告をした。

著書に「三代目ギャン妻(高文研)」「ギャンブル依存症(角川新書)」「家族のためのギャンブル問題完全対応マニュアル(アスク・ヒューマン・ケア)」。

3. 催事: 漫才師 キラーコンテンツ

漫才協会に所属するキラーコンテンツのお二人は、ツッコミ担当の**和出仁**(わで ひとし)さん、鶴見区在住。そして、ボケ担当の**長谷川崇**(はせがわ たかし)さんは、大田区羽田出身です。普段は浅草の東洋館に出演されていますが、横浜のケーブルテレビ「ハマって!鶴見」に6年間レギュラー出演や、2023年は、ニッポン放送「ひだまりハウス」などに出演されました。お二人の漫才をお楽しみ下さい。

主催 鶴見区更生保護協会

(事務局:横浜市鶴見区社会福祉協議会 504-5619)



安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを 地域で支える「**更生保護**」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに 再犯や再非行を重ねることがないよう、様々な立場から見守り、更生を支援する 「**更生保護ボランティア**」の活動にご理解をいただき、**力**をお貸しください。



法務省ホームページへ リンクします。

再出発しようとする人たちの現状を見てみると・・・

仕事がない

再犯時に約7割※は無職

無職者 69.6%

有職者 30.2%

居場所がない

再犯時に約2割※は住所不定

定住 79.4%

※刑務所等入所者に関するデータ

犯罪や非行からの

100 Q 6076

再出発を支える地域の りつの仕組み

帰る場所がある

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに 宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活 指導を行う民間の施設です。 相談できる人がいる

保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることに なった人の生活を見守り、様々な相談にのった り、指導をしたりしています。犯罪を予防するた めの地域活動などにも取り組んでいます。

働く場所がある

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい 人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立 ち直りを支援する事業者です。

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防 の活動や子どもたちの健全育成のための 活動、子育て支援活動などを行うボラン ティア団体です。

先輩・友人がいる

BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のよ うに身近な立場で接することで、少年の 成長を助ける青年ボランティア団体です。

"社会を明るくする運動

~犯罪的特征多肠止し、立ち直列を支える地域のデカラ~

"社会过度多支持国际的,可以在四国最初期间的国际国际的 と、犯罪的影響をした人の改善軍組織をいて理解を深め、犯罪 的對抗の思い明常的影響都会泛葉的自動的影響的です。

毎年7月は、"社会を明るくする運動"の強調月間及び再犯防止啓発月間です。



お問い合わせは お近くの保護観察所まで



法務省保護局 公式ツイッター



法務省保護局 公式Instagram



法務省YouTube チャンネル



リサイクル適性(A)

第74回 鶴見区社会を明るくする運動講演会

出欠回答票

日時:令和6年8月18日(日)13時30分 開会

場所:鶴見公会堂

ご出席 / ご欠席

いずれかに○をお付け下さい。

団体名(ふりがな)ご氏名

同封の返送用封筒にてご返送ください。 〆切:7月17日(水)

区連会 6 月定例会説明資料 令 和 6 年 6 月 1 9 日 都 市 整 備 局 企 画 課 建 築 局 都 市 計 画 課

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と 「線引き(市街化区域と市街化調整区域の区域区分)見直し」 都市計画市素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)等*1」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね6~7年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和7年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年1月から2月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素 案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※1整開保等

都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する主要な都市計画の 決定方針 等

2 お願いしたいこと

【地区連合町内会長・単位町内会長の皆様】

6月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット(添付資料)を線引き見直し対象 地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。 また、地域の方からお問合せがあった場合、建築局都市計画課までご案内ください。

3 リーフレットの主な内容

・都市計画市素案の説明会(会場、日程等)について

• • • P 2

・都市計画市素案の概要について(整開保等、線引き)

 $\cdot \cdot \cdot P3 \sim 5$

・今後の都市計画手続について

• • • P 6

4 リーフレットの配布等について(予定)

①各戸配布 (線引き見直し対象地区内)

各区役所区政推進課、PRボックス

・・・6月下旬より実施

②土地所有者等へ郵送(線引き見直し対象地区内)

・・・6月下旬より発送

③建築局都市計画課(市庁舎 25 階)、市民情報センター(市庁舎 3 階)

・・・6月下旬より配架

④横浜市ホームページ掲載

・・・6月3日より掲載済

○整開保等の改定に関すること

【担 当】都市整備局企画課 水谷、齊藤 【連絡先】 6 7 1 - 3 7 4 9

〇線引き見直し、説明会に関すること

【担 当】建築局都市計画課 鶴和、河田、小池 【連絡先】 671-2658

横浜市からのお知らせ

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」 及び「線引き見直し」都市計画市素案について

横浜市全域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と 「線引き見直し」について、都市計画市素案を作成しましたので、 その内容について説明会及び公聴会を開催します。

スケジュール

「都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針等」とは?

次の4つの方針を指し、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

- ●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)
- ●都市再開発の方針
- ●住宅市街地の開発整備の方針
- ●防災街区整備方針

「線引き見直し」とは?

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、整開保に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のことです。 横浜市では、おおむね6~7年ごとに定期的な見直しを行っています。

- ●市街化区域…既に市街地を形成している区域 及び計画的に市街化を図るべき区域です。
- ●市街化調整区域 ··· 無秩序な市街化を防止し、 市街化を抑制すべき区域です。

都市計画市素案とは?

令和6年1月31日から2月29日まで、「都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針等の改定及び 線引き見直し都市計画市素案(案)」の説明会、 縦覧(閲覧)及び意見募集※を行い、市民のみな さまのご意見を伺いました。今回公表する都市 計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成 したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画 法に基づく都市計画手続を行います。

※意見の要旨と市の考え方は都市計画市素案 とあわせて公表します。(令和6年7月18日~)

令和4年6月

「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について横浜市都市計画審議会に諮問、小委員会を設置し議論

令和5年11月

横浜市都市計画審議会より答申

● 令和6年1月~令和6年2月

都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施縦覧(閲覧)及び意見募集

今回お知らせする手続

令和6年7月18日~令和6年8月8日

都市計画市素案説明会

令和6年7月25日~令和6年8月8日

都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出 の受付

令和6年9月2日

都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

● 公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ 及び公表

関係機関協議等

- 都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付
- 横浜市都市計画審議会
- 都市計画変更告示 ※令和7年中の告示を想定しています。



都市計画市素案説明会

説明会会場と日時について

次の6会場で開催します。お住まいの区にかかわらずご都合の良い会場にお越しください。

磯子公会堂 磯子区磯子3-5-1

令和6年7月18日(木) 19時開始



最寄り駅 JR根岸線磯子駅

泉公会堂 泉区和泉中央北5-1-1

令和6年7月22日(月) 19時開始



最寄り駅 相鉄いずみ野線いずみ中央駅

都筑公会堂 都筑区茅ケ崎中央32-1

令和6年7月19日(金) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄センター南駅

青葉公会堂 青葉区市ケ尾町31-4

令和6年7月23日(火) 19時開始



最寄り駅 東急田園都市線市が尾駅

旭公会堂 旭区鶴ケ峰1-4-12

令和6年7月20日(土) 14時開始



最寄り駅 相鉄本線鶴ケ峰駅

関内ホール(小ホール) 中区住吉町4-42-1

令和6年7月24日(水) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄・JR根岸線関内駅

- ※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

手話通訳に \ 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の



動画配信について

配信期間:令和6年7月18日(木)から令和6年8月8日(木)まで

横浜市ホームページで都市計画市素案の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

2





「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」 の改定について

都市計画市素案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

①都市計画の目標

- ・目標年次を令和22年(2040年)とします。
- ・地域特性を活かした持続可能な市街地の形成を目指します。

②区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

鉄道駅周辺及び徒歩圏域、高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、都市インフラの整備効果 を最大限生かした計画的な土地利用や、業務・工業系施設、学術・研究系施設における再投資、機能強化 などを促進します。また、市街化調整区域においては、市街化の抑制を基調とし、緑地の保全・活用・創出 と都市農業の振興を基本とします。

③主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、業務・商業地、工業地、 道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を推進します。 また、都市計画分野全般において、脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

〈構成〉・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市再開発の方針

人口動態や産業構造の変化、気候変動等に対応した持続可能な市街地を形成するために、これまで整備 されてきた都市基盤等を生かしながら、より効率的な土地利用を図るとともに、市街地の再開発を進めます。

- ●1号市街地: 既成市街地を中心に、持続可能な市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地
- ●規制誘導地区:1号市街地のうち、規制・誘導を主体に整備・改善を図る地区
- ●2号再開発促進地区:1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

住宅市街地の開発整備の方針

横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、 次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指します。

●重点地区: 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区

防災街区整備方針

耐火性の高い建築物への建替え促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が 災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指します。

●防災再開発促進地区:特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼危険性が高い地区

3

●防災公共施設: 防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路



線引き見直しにおける基本的基準の概要

市街化調整区域から市街化区域への編入

持続可能な都市・横浜の実現を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、以下の基準に基づき線引きの変更 を行います。なお、「市街化区域への編入を行うことが望ましい区域」及び「市街化区域への編入が考えられる区域」については、地域の合意形成、 事業実施の見通しが立った際に、地区計画によるまちづくり等と併せて、随時市街化区域に編入します。

市街化区域への編入を行う必要のある区域

既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、周囲の土地利用が担保 されるなど後背地の市街化を促進する恐れがなく、既に市街地を形成している 区域等については、令和2年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、 地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行い、市街化区域へ編入します。

「市街化区域への編入を行う必要のある区域」を 選定する際の基準について

- ●区域面積が0.5ヘクタール以上
- ●宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が
- ●農地、樹林地等が1割未満

市街化区域への編入を行うことが望ましい区域

都市インフラの整備効果等を最大限に生かし、本市の持続可能な発展や都市活力の向上に寄与する地域として選定され、かつ整開保等に 戦略的に位置付けられた区域で、次のいずれかに該当する区域は市街化区域へ編入することが望ましいと考えます。

- ①市街化調整区域内に立地する鉄道駅周辺や高速道路インターチェンジ周辺及び米軍施設跡地で、土地利用の具体化が見込まれる区域等
- ②市街化調整区域内にある業務系や工業系用地で、既存施設の機能更新が見込まれる区域等
- ③市街化調整区域内にある学術研究施設用地※で、既存施設の機能強化等が見込まれる区域等
- ※大学又はこれに準ずる学術研究のための施設並びにこれと一体で整備された教育のための施設
- ④市街化調整区域内にある鉄道駅徒歩圏域及び整備済みの幹線道路沿道で、土地利用計画の具体化が見込まれる区域等
- ⑤基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や、貨物量の増加に対応するためのコンテナ機能の強化、横浜港の貨物集荷につながる物流 施設の立地誘導など港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地の内、公有水面埋立法による埋立地で竣功が見込まれる区域等

市街化区域への編入が考えられる区域

市街化区域の縁辺部等で、次のような区域は、市街化区域への編入を行うことが考えられます。

- ①既に相当程度市街化が進んでいるもののインフラ整備がなされていない地域で、小規模な土地区画整理事業や地区計画の活用などにより、 土地利用の集約やインフラ整備を段階的に行う区域等
- ②周辺の市街化の動向、骨格的なインフラの整備状況、鉄道・バスなどの公共交通を勘案しつつ、地域コミュニティの維持、地域の再生や改善 などを目的に住民主体のまちづくりを検討し、合意形成が図られた区域等

市街化区域から市街化調整区域への編入

市街化区域で特別緑地保全地区などの一団の貴重な緑地等につい ては、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街化調整区域への 編入を行うことが望ましいと考えます。

事務的変更について

市街化区域と市街化調整区域の境界付近で、次の要件のいずれか に該当する区域は、事務的変更を行う場合があります。

- ①道路整備、河川改修等により、市街化区域及び市街化調整区域 の境界の地形地物等が変更された区域
- ②主要な道路や河川等に面しており、市街化区域及び市街化調整 区域の境界の位置の変更により、区域形状が整形となる区域

市街化区域に編入されると…

線引き見直しに合わせて関連する都市計画を変更します。

市街化調整区域から市街化区域に編入される区域については、周辺環境や幹 線道路の整備状況等に応じて用途地域等をあわせて指定します。

用途地域等の指定により、それぞれの地域に応じた建築物の用途や容積率等 のルールを設けることが可能となります。このルールに沿って用途の混在防止、 住環境の保全や土地利用の誘導を図ります。

用途地域	土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用 の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度 を定める地区です。
防火地域及び 準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域のこと です。
緑化地域	用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境のために建築物の敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となる地域のことです。

固定資産税・都市計画税について

市街化調整区域から市街化区域に編入される区域に土地・家屋を所有している方は 市街化区域に編入された年の翌年度から新たに都市計画税が課税されます。 都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの 都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋を 対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に、固定資産税とあわせて 納めていただく税金です。

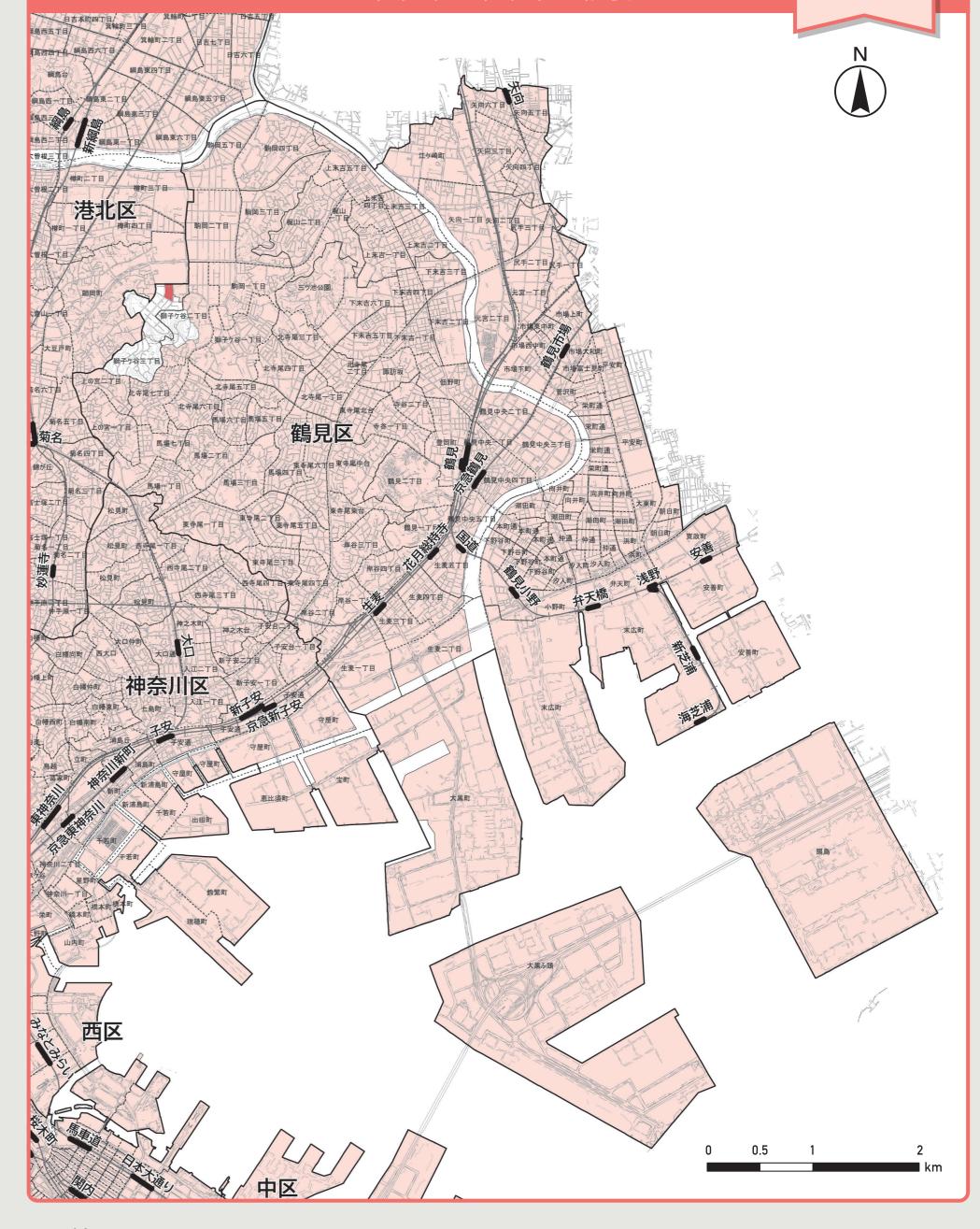
(参考)税金の計算方法

税額=課税標準額(価格)×税率(0.3%)【固定資産税は1.4%】 ※固定資産税・都市計画税は、土地及び家屋の資産価値(価格)に応じて 税額を算出します。価格は、3年ごとに見直し(評価替え)されます。

- ●市街化区域に編入された宅地等(農地以外)は、編入された年の次の評価 替えから市街化区域の土地として評価が見直されます(令和7年中に編入 された場合は、令和9年度分から評価が見直されます。)。
- ●市街化区域に編入された農地は、編入された年の翌年度から、宅地並みに 評価が見直されます(生産緑地地区に指定された農地については、市街化 調整区域の農地と同様の評価となります。)。

都市計画市素案の概要

鶴見区版



凡例

線引き等の変更を行う区域【市素案】 市素案(案)から案を変更した区域

その他、地形地物の変更等に伴う事務的変更を行う場合があります。

本資料は一部簡略化(省略化)しています。

市街化調整区域

市街化区域

横浜市 第8回線引き見直し

令和6年7月18日から候補地区の詳細な図面を閲覧できます。



5



都市計画市素案の縦覧(閲覧) 及び都市計画公聴会等

●都市計画市素案の縦覧(閲覧)

縦覧(閲覧)期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月8日(木)まで(窓口の場合のみ土・日は除く)

縦覧場所

建築局都市計画課(受付時間:8時45分から17時15分まで) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

閲覧場所

次の場所で都市計画市素案の写しを閲覧できます。

- ①各区区政推進課(中区を除く)(受付時間:8時45分から17時まで) ※線引き見直しに関する都市計画市素案については、 変更がある区のみ当該区の図書を閲覧できます。
- ②横浜市ホームページ



2公述申出の受付

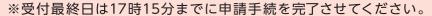
縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

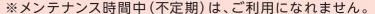
受付期間

令和6年7月25日(木)から令和6年8月8日(木)まで(持参の場合のみ土・日は除く)

①電子申請

横浜市ホームページから電子申請ができます。







申出方法

②郵送又は持参

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名(「整開保等の改定(P3) | 又は「線引き見直し(P4.5) | の どちらに関する意見であるかを明記してください。)」「意見の要旨」をご記入の上、期間内 必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

提出先: 〒231-0005 横浜市中区本町6T目50番地の10 市庁舎25階

※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。

❸都市計画公聴会及び公述人選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。

開催の有無は令和6年8月13日(火)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

①都市計画公聴会開催日時及び会場

日時:令和6年9月2日(月) 会場:横浜市開港記念会館 講堂 整開保等の改定に関する公聴会: 14時開始 線引き見直しに関する公聴会: 16時開始 「整開保等の改定」、「線引き見直し」それぞれの公述人は10名程度です。

②公述人選定抽選会開催日時及び会場

公述申出が10名以上の場合に開催します。

日時: 令和6年8月22日(木) 15時開始 会場: 横浜市開港記念会館 1号会議室

●都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。公聴会の傍聴は申込不要です。 なお、公聴会で述べられた意見の要旨と意見に対する市の考え方は、後日横浜市ホームページで公表するとともに、横浜市 都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●整開保等の改定に関すること

●線引き見直しに関すること

●都市計画手続に関すること 建築局都市計画課(TEL:045-671-2657 FAX:045-550-4913)

都市整備局企画課(TEL:045-671-3749 FAX:045-664-4539) 建築局都市計画課(TEL:045-671-2658 FAX:045-550-4913)

6

鶴見区多文化共生基本指針

~多文化共生社会のさらなる発展に向けた施策の方向性~

策定趣旨

12,000

10.000

8,000

6.000

こと

鶴見区では、多文化共生を推進する行動計画として、平成 20 年に「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」を策定し、地域や事業者、団体等のみなさまとともに、さまざまな取組を進めてきました。その後、在住外国人のさらなる増加や多国籍化が進み、社会全体も人口減少・少子高齢化が進行するなど、区民を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、令和3~5年度にかけて、鶴見区内に暮らす外国人の状況等に関する調査を実施しました。

本指針は、この調査結果等を踏まえ、鶴見区多文化共生推進アクションプランを見直し、多文化共生社会のさらなる発展を目指す施策の方向性を示すものです。

鶴見区の在住外国人の現状

. 7,524 人.

(2.9%)

H15年

∖20年間で倍増 /

【**外国人数の推移**】住民基本台帳 各年 12 月末現在

(3.6%)

H20年

今では区民の約20人に1人が外国人。

9,577 人 _ _ 9,485 人 _

(3.4%)

H25年

この 20 年間で区内の外国人数・割合はほぼ倍増し、

15,207 人 (5.1%)

R5年

12.902 人

-- (4.4%) ---

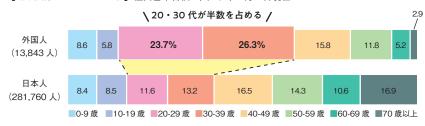
H30年

【在住外国人数が 100 人を超える国・地域の数】 住民基本台帳 各年 12 月末現在

国籍の多様化も進み、言語や文化・習慣などのバリエーションも増え、ニーズや必要なサポートもさまざまに。

ー令和3年度鶴見区外国人数基礎調査・住民基本台帳よりー

【年齢構成ごとの比率】 住民基本台帳 令和3年1月1日現在



区内の在住外国人は 20・30 代が 50%を占め、平均年齢は 35.20 歳。日本人 を含む区全体の平均年齢 44.36 歳と比べても若い世代が多い。

在住外国人の声

暮らしやすいと感じた

- ・いろいろな国出身の人がいて、なじみやすい。同じ国の友人や日本人の同僚との情報交換もしている。
- ・日本語が不慣れな中でも、子どもが通う幼稚園の親たちはやさしく、たくさん会話をしてくれる。
- ・子どもが病気になると保育園で相談し、病院も紹介してもらった。

3.0%

2.0%

- ・日本語教室の先生が、日本での生活や、仕事をしていくために必要なステップも教えてくれた。
- ・地域のイベントでの母国の料理や音楽などの紹介を通じ、地域の人と仲良くなれた。留学生がお祭りに参加している地域もある。

暮らしの中での困りごと やニーズ

- ・日本語はどこで学べるの? 身近に学べるところがあったらいい。
- ・生活情報はどこにあるの? 多言語かつわかりやすく発信してほしい。
- ・書類は大事なことだけ、わかりやすく書いてほしい。
- ・区役所や病院は難しい専門用語が多くてわかりづらい。 など
- 病気になったらどこに行けばいい?
- ・入学や受験の仕組みが難しい。
- ・災害が起きたときどこに避難すればいいの?
- ・介護保険や年金など、日本には母国にはない制度 や文化がたくさんあるので、イメージがわかる ものがあるとよい。 など
- ・外国人同士が集まる機会や日本人とも交流する 機会がほしい。

- 令和 4・5 年度鶴見区外国人意識調査より -

- ・自分のスキルを活かした仕事、活動をしたい。
- ・子ども連れでいける遊び場やイベントが知りたい。
- ・自治会町内会が何をするところかわからない。 など

外国人も暮らしやすい まちとなるための ポイント



ことば・情報収集機会・学習支援 など

生活支援

住宅、就労、福祉、防災 など

🚗 地域・社会参画の推進

地域活動への参画、スキルの発揮 など

ー めざす姿 ー

国や文化のちがいを越え 誰もがいきいきと暮らすまち・つるみ

多文化共生社会のさらなる発展に向け、行政、地域、事業者や団体が連携して、施策を推進していきます

3つの施策

● コミュニケーション支援

施策1

情報アクセスや相談・学習支援の 充実によるつながりづくり

外国人も日本人と同じように生活に必要な情報や 権利・義務を知ることができるよう、多言語化や 発信方法の工夫、「やさしい日本語」の活用を推進 するとともに、日本語学習の機会の充実を図ります。

例えば…

- 生活情報の多言語化や翻訳ツールの充実、「やさしい日本語」 の積極活用
- Web・SNS を活用したタイムリーな情報発信
- 支援機関や店舗等を通じた、継続的な情報発信やニーズの把握
- 日本語支援ボランティアの育成や学習ニーズとのマッチングの促進

2 生活支援

施策2

一人ひとりの安全・安心な暮らしを 支える体制づくり

それぞれのライフサイクルや居住期間に応じた サービスの提供を行い、文化や言語、制度などの 違いにかかわらず、外国人が安全・安心に暮らせる よう支援します。

例えば…

- 日常的な困りごとに対する相談対応
- 住まい・仕事さがしのサポートやアフターフォロー

@NPO 法人、ボランティア団体

- ・医療・保健・福祉サービスの切れ目ない提供
- 保育・教育体制の確保
- 災害時の備えの普及啓発、支援体制の充実

3 地域・社会参画の推進

施策3

外国人、日本人が互いに学び合い、 助け合う地域づくり

外国人が地域社会の一員として自立して暮らす とともに、様々なコミュニティにおいて、自分ら しく活躍できるよう、地域における多文化共生の 風土づくりを進めます。

例えば…

- 基本指針の周知による共生意識の醸成
- ・多言語ツールの普及による地域でのコミュニケーション機会の促進
- ・外国人と日本人が互いの文化・習慣を知り、交流する場づくり
- ・外国人の経験・スキルを発揮できる環境づくり
- ・地域コミュニティのニーズと外国人人材をマッチングする仕組みづくり

鶴見で多文化共生に取り組む人たち

@区内の飲食店、店舗、郵便局 etc.

外国人向け 情報発信の強化 情報発信拠点の 整備など @鶴見区役所のすべての窓口



多言語対応や 「やさしい日本語」の推進

翻訳機器の活用、資料 の多言語化など



外国人の自立に 向けた支援

etc.

学習支援、進学・ 資格取得支援など



@鶴見国際交流ラウンジ

@日本語支援拠点施設 鶴見ひまわり etc

安心して生活を 送るための支援

窓口相談・ 日本語教室など @国際学生会館&地域の自治会町内会 etc.

多様な文化の交流、 外国人の活躍の場づくり 交流イベントなど



「鶴見区 多文化共生基本指針」策定経過

多文化共生のまちづくり宣言

H20年度 多文化共生推進 アクションプラン R3年度 外国人数基礎調査 (客観的データ)

R 4・5 年度外国人意識調査 (ヒアリング調査) 支援機関・団体/外国人区民

指針策定作業

有識者からのアドバイス

関係機関・外国人区民ヒアリング

R6年度 多文化共生基本指針

<この指針での「外国人」「国」の表記>

【外国人】 …… 「国籍が日本国籍以外の人」「外国から日本に来た人」「外国に ルーツのある人(例:保護者が外国籍の人)」など、日本以外 の国や地域に何らかのつながりがある人すべてを含みます。

【国】………日本以外のすべての国、地域を指します。

発行者: 横浜市鶴見区役所区政推進課

地区連合町内会長 各位 自治会町内会長 各位

区 連 会 6 月 定 例 会 資 料 令 和 6 年 6 月 1 9 日 区 政 推 進 課

鶴 見 区 長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局長

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について (御依頼)

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

3年後の 2027 年に「GREEN×EXPO 2027」が旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)で開催されます。このたび、鶴見区内における「GREEN×EXPO 2027」のさらなる幅広い理解促進とご共感をいただくことにつなげるため、地域活動に御尽力いただいている皆様を対象に、次のとおり地域説明会を開催いたします。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ですが、本説明会への御出席をお願いいたします。皆様 の御参加をお待ちしております。

1 開催概要

- (1) 日 時:令和6年8月2日(金)14:00~15:00 (13:30 開場)
- (2) 場 所:鶴見区民文化センター サルビアホール 4階ホール
- (3) 内 容:山中竹春横浜市長による「GREEN×EXPO 2027」の説明 など
- (4) 対 象:自治会町内会の皆様をはじめ、各種団体で地域活動をされている皆様 (公園愛護会、水辺愛護会、森づくり活動団体及びハマロードサポーター等の皆様に は別途依頼します。)
 - ※終了後、客席にて写真撮影を予定しています。

2 依頼事項

- ・各自治会町内会から3名程度(役員及び環境事業推進委員、その他地域で活動されている方な ど)の御出席をお願いいたします。
 - ※公園愛護会、水辺愛護会、森づくり活動団体及びハマロードサポーター等の皆様には<u>別途御</u> <u>依頼</u>し、<u>自治会町内会枠(3名程度)とは別に</u>参加枠を設けています。
- ・参加者は自治会町内会単位で取りまとめていただき、「3 申込方法」のとおり申込みください。
- 3 申込方法(次のいずれかのご都合のよい方法でお申し込みください。)
 - (1) 電子申請システムによる申込 •
 - (2) FAXによる申込 別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXで送信してください。 FAX:504-7102 (鶴見区区政推進課宛)
 - ※ 申込みいただいた個人情報は、本地域説明会に関する目的にのみ 使用し、他の目的には使用しません。

4 申込期限

7月12日(金)までにお申込みをお願いいたします。



電子申請システム 二次元コード

お問合せ先

【GREEN×EXPO 2027 に関すること】GREEN×EXPO 推進課 佐藤・晴山 電話671-4627 【本説明会・申込に関すること】 鶴見区区政推進課 美田・中村 電話510-1676 提出先:鶴見区区政推進課 FAX:504-7102

提出期限:7月 12 日(金)

「GREEN×EXPO 2027」地域説明会

+1

日時:令和6年8月2日(金)14:00~15:00(13:30 開場) 場所:鶴見区民文化センター サルビアホール 4階ホール

カタ☆(こけがた)	入ください。	-1 \
お名前(ふりがな)	当てはまる役職に☑を入れてくださ 	υ _ο
(ふりがな)	□ 自治会町内会長	
	□ 環境事業推進委員	
	□ 公園愛護会	
(> 114 % + 5)	□ その他()
(ふりがな)	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	□ 公園愛護会	,
(ふりがな)	□ その他()
(2002)	□ 自治会町内会長	
	□環境事業推進委員	
	□ 公園愛護会	`
	□ その他(
	域説明会に関する目的にのみ使用し、他の目的	こは
使用しません。		
	ご質問やご意見がある場合は御記入をお願いいた	.l ±;

【お問合せ先(本研修会・申込に関すること)】 鶴見区役所区政推進課 美田・中村 電話:510—1676

災害時要援護者名簿の更新についてのご案内

平素から、災害時要援護者支援事業についてご協力いただき、厚くお礼申し上げます。 今年度より、協定を結んでいるすべての自治会・町内会へ災害時要援護者名簿をレターパック で送付させていただいています。

つきましては、お忙しい中お手数をお掛けしますが、次のとおりご対応をお願いいたします。

1 今回の送付物(ご案内(この紙)を除く)

- (1) 「要援護者情報(名簿)の取扱について」
- (2) 災害時要援護者名簿
- (3) 要援護者情報(個人情報)の取扱研修資料
- (4) 対象者に送付した案内文・削除依頼書見本
- (5) 届出事項変更届(第2号様式)
- (6) 個人情報の取扱方法に関する届 (第1号様式) }

(7) 研修受講報告書(第1号様式 別紙1)

同封のレターパックで名簿等と一緒に ご返送ください。

そのまま差し替えをお願いします。

お手元にご準備いただいている、黄色の

ファイルから前年度(1)から(4)を引き抜き、

同封のレターパックか封筒でご返送ください。

- (8) 返信用レターパックライト
- (9) 返信用封筒(ピンク色・長3)
- (10)訪問用チラシ

2 昨年度からの変更点

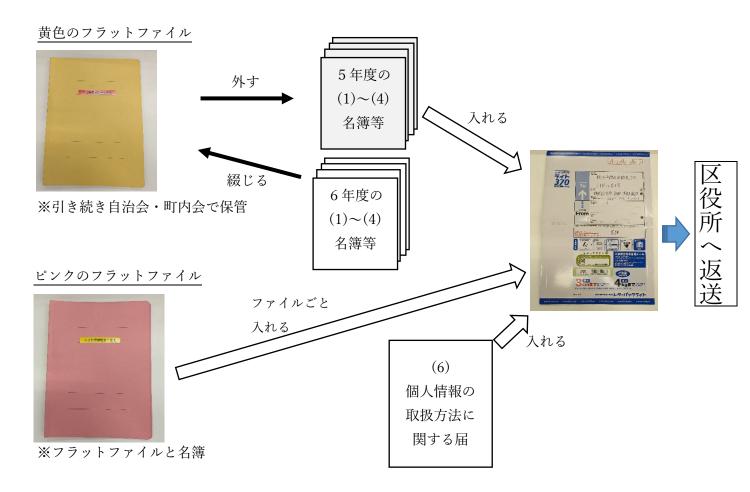
一昨年度実施した災害時要援護者名簿の活用状況についてのアンケート結果等を踏まえ、取り扱いを 一部変更いたします。

}

	昨年度(令和5年度)	今年度(令和6年度)~
名簿・資料の配	自治会・町内会の地区定例会等で	すべての自治会・町内会ヘレターパック
布方法	区役所職員による差替え又はレタ	で郵送
	ーパックで郵送し差替え	
名簿の提供部数	2部	1部(名簿の複写を希望される際は、「個人情報の
		取扱方法に関する届」にご記載ください)
個人情報の取扱	協定締結時に記入・提出	協定締結時に加え、毎年名簿差替え時に
方法に関する届		記入・提出
受領証	名簿受取時に記入・提出	なし

3 更新にあたってお願いしたいこと

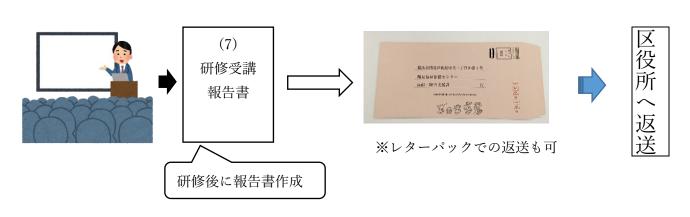
- (1) 名簿の差し替え
 - ① 送付物のうち、(1)から(4)について黄色のファイルに綴じている昨年度の資料と差し替え
 - ② 「(6)個人情報の取扱方法に関する届」の記入(記載例をご確認ください)
 - ③ ・「①で差し替えた5年度(昨年度)の(1)~(4)の名簿等資料」
 - ・「(6) 個人情報の取扱方法に関する届」
 - ・「昨年度の名簿のみ綴じてある状態の<u>ピンクのファイル</u>」
 - (※地区独自の資料を綴じている場合は取り外してください。)
 - の3点を同封の返信用レターパックでご返送ください。



(2) 個人情報取扱研修の実施

協定では名簿取扱者全員に個人情報の取扱研修を年1回以上行うこととさせていただいています。

- ●研修として各自治会町内会の定例会等で「(3)要援護者情報(個人情報)の取扱研修資料」の おもて面をすべて読んでください。
- ●研修終了後、「(7)研修受講報告書」の様式を記入のうえで(9)の返信用封筒でご返送ください。 名簿と一緒にレターパックでご返送いただいても問題ありません。



4 その他

・ 名簿の適切な保管・管理

今回配付した名簿は、来年度新しい名簿をお渡しする際に、区役所に返却していただきますので、お渡しした名簿(ファイル)の保管・管理の徹底をお願いします。

- 「届出事項変更届」
 - 「(6) 個人情報の取扱方法に関する届」の内容に**年度途中で変更が生じた場合**ご提出ください。
- ・ 地域の皆様が実践されている事例を集めた「災害時要援護者支援の取組実践アイデア集」を3月に配りしました。地域での取組の推進や検討においてご活用ください。また、災害時要援護者への見守り活動の際には同じく3月にお配りした「訪問用チラシ」もご利用ください。

疑問点やご質問等ございましたら、いつでも下記担当までお気軽にご相談ください。

担当:鶴見区高齢・障害支援課 田辺・清水・佐久間

電話:045-510-1768 FAX:045-510-1897



鶴見区 在住・在勤・在学(在園)の方々とそのご家族

1,000名様をご招待、ご優待!

高校生以下無料 大人 1,500円

8.3 SAT 18:00 KICK OFF

明治安田J2リーグ第25節 ッェジェフユナイテッド千葉 😭 vsジェフユナイテッド千葉 😽

ニッパツ三ツ沢球技場

販売日 7月12日[金]~8月3日[土]キックオフまで

- 象 鶴見区在住・在勤・在学(在園)の方とそのご家族
- 種 バックホームエンド指定席、

ホームゴール裏指定席

※席種は変更になる可能性があります。

横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 ※一般開場16:00予定

早期お申込み者限定!

試合当日の区民限定体験イベントに参加できるチャンス!

※抽選でご当選された方のみ参加いただけます。(当選メールをお送りします) ※状況によっては、開催の延期・中止、イベント参加不可などの場合がありますので、 あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 横浜 FC **Q 045-443-6592**

二次元コードもしくは、次のURL からお申込み手続きを行ってください。

https://www.yokohamafc.com/ticket/240803tsurumi/





令和6年 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

7月11日(木)~7月20日(土)

スローガン

ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ

重点

- 1 安全運転意識の向上
- 2 妨害運転・飲酒運転の根絶
- 3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保



横浜市交通安全キャラクター ルールちゃん

◇◇◇令和5年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

- 1	件 数			死者数		負傷者数			
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	7,703件	+211	+2.8%	40人	+2	+5.3%	8,909人	+426	+5.0%
神奈川県	21,870件	+772	+3.7%	115人	+2	+1.8%	25,644人	+1,262	+5.2%

■子どもの人身交通事故

		件数			死者数			負傷者数		
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	541件	+56	+11.5%	1人	0	0.0%	582人	+62	+11.9%	

■高齢者の人身交通事故

		件数数			死者数			負傷者数		
			前年比	増減率		前年比	増減率	a	前年比	増減率
横浜	市	2,572件	+101	+4.1%	18人	+3	+20.0%	1,326人	+35	+2.7%

■自転車乗車中の人身交通事故

		件数数			死者数	,		負傷者数	
		前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	1,760件	+26	+1.5%	3人	-1	-25.0%	1,661人	+8	+0.5%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件数				死者数		負傷者数		
		前年比	.增減率		前年比	増減率		前年比	増減率
横浜市	2,402件	-15	-0.6%	15人	+3	+25.0%	2,153人	-15	-0.7%

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを 強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点に おける 街頭活動 を強力に推進します。
- 3 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを 控えた子どもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。
- 6 交诵情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

- 1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者·鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地 域

- 1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 2 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけしましょう。
- 3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。
- 4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運 を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会 (事務局)横浜市道路局道路政策推進課 電話045(671)2323



全国平均 19.0% 神奈川県 35.7%





倍

右脚車と直延車の死亡事故多発と



事故に遭わないために ~命を守るための動画~

,,,,,,,,,,,,,,,,

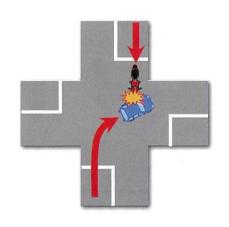
令和5年中の交通事故死 者数は115人で、このうち 二輪車乗車中死者数は41人 でした。

二輪車の交通事故は、交差点右折時の事故と単独衝突の事故が多く、その死者の約9割に速度超過や操作不適などの交通違反があります。

神奈川県警



車とバイクの右折直進事故に注意



ドライバーのみなさま

二輪車の速度や対向車の死角に十分注意して 右折してください!

ライダーのみなさま

スピードは控えめに、無理のない運転を心が けてください!

あごびもを いっかりじめて 《ルメット

二輪車乗車中の事故の死者でヘルメットが脱落した人は少なくありません。せっかくヘルメットをかぶっても、あごひもをきちんと結束せずに「ゆるく結束」していたり、「結束なし」の不適正な状態で着用していては、事故の衝撃でヘルメットが脱落する可能性が高くなってしまいます。

オートバイを乗る方にとってヘルメットのあごひもは「命 綱」です。指が一本入る程度にきちんと締め、万が一の事故 に備えましょう。



プロテクター 胸部を守る 私の味方

二輪車事故の死者は、胸部・腹部が致命傷となるケースがあります。車のボディに包まれた四輪車のドライバーと異なり、二輪車は自らの身体を守るための装備が必要です。「面倒だから」「値段が高いから」などの理由で胸部プロテクターの着用をためらわずに、簡単に装着できるタイプや手頃な価格のものもあるので進んで着用しましょう。





鶴見消防署 インフォメーション



熱中症にご注意ください!

毎年梅雨明け後は気温が急上昇し、熱中症による救急搬送事例が増加します。

気温だけではなく、湿度が高いときも熱中症の危険が高くなりますので、こまめな休養と水 分補給を心がけて、室内の温度が28度を超えないようにエアコンや扇風機を使用しましょう。

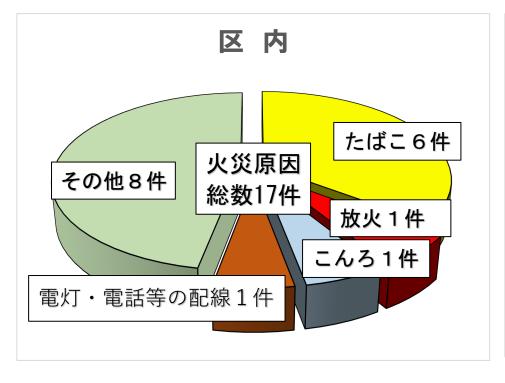
▲ 韓目で内のルベー おろ無に

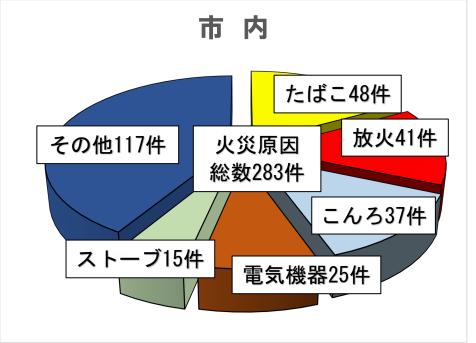
		◆鶴り	<u> </u>	内 の火災・	救急概況	
/ -	区分	年	别	R6年	R5年	増△減
	火	災 件 娄		17	31	△ 14
火	建		物	11	15	△ 4
災	林		野			
	車		画	1	6	△ 5
種	船		舶			
別	そ	の	他	5	10	△ 5
損	焼	損 面 積(m³)	68	598	△ 530
損害程度	死		者			
度	負	傷	者	2	7	△ 5
主	た	ば	ſI	6	7	Δ 1
な	放り	火(疑い含	む)	1		1
火	IJ	h	ろ	1	4	△ 3
災	電灯	丁・電話等の	配線	1		1
原						
因	そ	の	他	8	20	△ 12
	救	急件数		7, 487	7, 339	148
救	急		病	5, 391	5, 184	207
急	交	通事	故	341	311	30
種	_	般 負	傷	1, 241	1, 254	△ 13
別	そ	の	他	514	590	△ 76

◆ 横浜市内の火災・救急概況

		▼ 1尺/	<u> </u>	沙人火火	水心冰儿	
	区分	Í	F別	R6年	R5年	増△減
	火	災 件 数	汝	283	328	△ 45
火	建		物	200	182	18
災	林		野			
	車		両	26	39	△ 13
種	船		舶			
別	そ	の	他	57	107	△ 50
損	焼	損面積(m³)	3, 178	3,034	144
損害程度	死		者	16	7	9
度	負	傷	者	56	44	12
主	た	ば	Ĺ	48	55	△ 7
な	放り	火(疑い含	む)	41	63	△ 22
火	Ĺ	Ь	ろ	37	35	2
災	電	気 機	器	25	25	0
原	ス	-	ブ	15	11	4
因	そ	の	他	117	139	△ 22
	救	急件数	汝	103, 047	95, 990	7,057
救	急		病	72, 659	67, 415	5, 244
急	交	通事	故	3, 618	3, 495	123
種		般 負	傷	18, 968	17,695	1, 273
別	そ	の	他	7, 802	7, 385	417

(令和6年1月1日~5月31日速報値 昨年同期比較)





横浜市民防災センターがリニューアルしました!

令和6年4月から、次の3つの新たな体験が加わりました。

①マンション防災コーナーの新設

コーナー名称

「ダイワハウス presents マンション防災考えるーム」※

マンションのキッチンやベランダ等を再現し、家具転倒防止 や備蓄品の展示、ベランダに設置されている避難梯子の降下 体験など、防災対策について総合的に学べるコーナー



※大和ハウス工業株式会社は、マンション防災考える一ムの防災パートナーです。

②VR 自由体験コーナーに新作動画を追加

・震災対策を学べる VR 動画 ※

「地震発生時」、「地震発生後」及び「避難生活」の 3つのテーマによる VR 体験



※令和3年度に大和ライフネクスト株式会社と株式会社理経との三者連携協定を 締結し、制作を進めている「マンション防災 VR コンテンツ」の新たな動画

横浜駅西口より徒歩 10 分 公共交通機関でご来場く ださい。

● ヨドバシカメラ 横浜天耳ビル

经出现机械

横浜ペイシェラトンホテル[・] 横浜駅内D

黄浜市民防災センタ

侧侧钉三丁目交差符

③風水害体験ツアーで放映する映像をリニューアル

・動画タイトル 「想いよ届け!さくらの挑戦」

子育て世代の家族が風水害の経験を通じ、早期避難 の重要性等について学ぶ様子を描いた啓発映像



横浜市民防災センターの役割

- ① 防災・減災教育の場 地震の揺れや初期消火、煙からの避難、災害の疑似体験など 体験型防災学習施設です。
- ② 災害時の応急活動拠点 大規模災害発生時には、隣接する沢渡中央公園と一体化した 「一時避難場所」として、被災者の方の応急救護活動拠点となります。



③ 横浜市消防音楽隊の活動拠点 演奏・演技活動による広報活動を行う横浜市消防音楽隊の活動拠点 になっています。



④ 機動特殊災害対応隊の活動拠点 特殊災害に対応する、特殊災害対応隊の 活動拠点になっています。



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和6年6月 鶴見警察署 生活安全課

5月末暫定値

1 罪種別認知状況(年中累計 前年同期比)

~ 罪	X		惠	犯	粗	氢	.	犯	窃	盗	犯	知能	能犯	風作	谷犯	そ	合
種別	殺	強	放	不同	暴	傷	脅	恐	侵	乗	非	詐	そ	わ	そ		
年 \				同意					٦,	IJ	侵		σ	(1	σ	の	
				性 交					八	物	入		の	せ	の		
別	人	盗	火	等	行	害	迫	喝	盗	盗	盗	欺	他	つ	他	他	計
令和6年 5月末	2	0	1	1	22	23	0	1	22	213	171	45	5	3	4	47	560
令和5年 5月末	2	4	1	0	13	24	1	1	29	178	173	31	0	5	0	59	521
前年比	0	-4	0	+1	+9	-1	-1	0	-7	+35	-2	+14	+5	-2	+4	-12	+39



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺(年中累計 前年同期比)

手		侵	7	\	盗			乗り	物盗				ş	非侵入	盗			合
別	空	忍	出	事	そ	小	自	オ・	自	小	車	Ŋ	自動	万	部	そ	小	
נימ			店	務			動		転		上	つ	販		品			
年	き	込	/12	所	の		∌ /J	 	+Δ		ね	た	売 機	引	ね	の		
			荒	荒			車	バイ	車		6	<	ね		5			
別	巣	み	し	し	他	計	盗	- 盗	盗	計	()	IJ	らい	き	()	他	計	計
令和6年 5月末	7	1	8	2	4	22	8	16	189	213	5	1	1	67	16	81	171	406
令和5年 5月末	11	1	6	1	10	29	4	37	137	178	5	2	0	88	16	62	173	380
前年比	-4	0	+2	+1	-6	-7	+4	-21	+52	+35	0	-1	+1	-21	0	+19	-2	+26

特殊 詐欺 26 29

特殊詐欺被害総額 約4900万円

(※被害額は10,000円単位四捨五入)

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 5人 約 2820万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 13人 約 990万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 5人 約 820万円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 3人 約 230万円

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

鶴見警察署公式X(旧Twitter) @4339 police 鶴見警察署 ホームページQRコード





地域安全情報

鶴見警察署 生活安全課 防犯少年係

令和6年5月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗	犯発生	件数	7	ひったくり	·J		空き巣		l	自転車盗	۲ 1
	令和6年 5月末	令和5年 5月末	前年比	令和6年 5月末	令和5年 5月末	前年比	令和6年 5月末	令和5年 5月末	前年比	令和6年 5月末	令和5年 5月末	前年比
総数	406	380	+26	1	2	-1	7	11	-4	189	137	+52
朝日町	8	4	+4			0			0	5	2	+3
安善町			0			0			0			0
市場上町	3	3	0			0		2	-2	2	1	+1
市場下町	3	3	0			0			0	2	3	-1
市場西中町		1	-1			0			0		1	-1
市場東中町		5	-5			0			0		5	-5
市場富士見町	2		+1			0			0	1	1	0
市場大和町潮田町	1	4	-3			0			0	1	2	-1
潮田町江ケ崎町	9 8	<u>6</u> 8	+3			0			0	<u>3</u>	7	+1 -1
小野町	5	<u>0</u> 1	+4			0			0	4	1	+3
梶 山	6	5	+1			0			0	6	3	+3
上末吉	8	9	-1			0	1	1	0	7	3	+4
	<u> </u>	<u> </u>	0			Ö	•	•	Ö	•	<u> </u>	0
上の宮寛政町岸谷北寺尾	1	5	-4			0			0		2	-2
岸谷	4	8	-4			0		1	-1	2	3	-1
北 寺 尾	9	10	-1	1		+1	1	2	-1	2		+2
駒 岡 栄 町 通	28	33	-5			0			0	9	7	+2
栄 町 通	4	6	-2			0			0	3	5	-2
汐 入 町		5	-5			0			0		2	-2
獅子ケ谷	9	6	+3			0			0			0
下野谷町	11	10	+1			0	_		0	7	2	+5
尻 手 下 末 吉	18 11	9 12	+9 -1			0	1		+1 +1	12 9	<u>5</u>	+7 +3
	11	1	<u>-1</u> -1			0	1		0	9	ъ	0
末 広 町 菅 沢 町 諏 訪 坂	4	3	+1			0			0	2	1	+1
諏 訪 坂	1		+1			Ö			Ö	1	•	+1
大 黒 町	•	1	-1			0			0	•		0
大黒ふ頭	1	7	-6			0			0	1		+1
大 東 町	2	1	+1			0			0	1		+1
佃 野 町	1	5	-4			0			0	1	4	-3
鶴 見	5	5	0			0			0	2	1	+1
鶴見中央	96	83	+13		1	-1		2	-2	32	24	+8
寺 谷	1	1	0			0			0	1	1	0
豊 岡 町 仲 通	41 10	30 5	+11 +5			0			0	22 5	9	+13 +2
仲 通 生 麦 馬 場 東 寺	<u>10</u> 18	<u>5</u> 	+6			0			0	<u>5</u> 	4	+2
浜 町	10	1	-1			0			0		1	-1
馬場	3	6	-3			0		1	-1	1	1	0
東寺尾	5	7	-2			Ö			0	1	2	-1
東寺尾北台	1		+1			0			0			0
東寺尾中台	2	2	0			0			0	1	1	0
東寺尾東台			0			0			0			0
東寺尾東台 平 安 町 弁 天 町	6	4	+2		11	-1			0	4	2	+2
弁 天 町		3	-3			0			0		2	-2
本 町 通	7	12	-5			0	_1_	11	0	2	4	-2
三ツ池公園向井町	2		+2			0			0	2		+2
中 一	5	7	-2			0			0	3	2	+1
<u>元</u> 宮 矢 向	17	17	0 +17			0	2	1	0 +1	4	4	0 +7
	30	13	T1/			U			+1	15	8	Ŧ/

交通事故発生状況

令和6年6月 鶴見警察署 交通課

5月末概数

①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	<u>232</u>	1	<u>18</u>	<u>249</u>	<u>267</u>
5年	<u>256</u>	1	10	285	295
増減数	-24	±0	+8	-36	-28

②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
6年	8405	43	9730
5年	8791	45	10386
増減数	-771	-2	-656

③管内発生状況 (5月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	51	1	5	60	65
5年	<u>57</u>	0	2	64	66
増減数	-6	+1	+3	-4	-1

本年1件目の交通死亡事故が発生してしまいました。

踏切は危険な場所です。警報機が鳴ったら 立ち入らないで下さい。

歩行者も交通ルールを守って安全にお過ご し下さい。

""" 以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

4路線別

	_	般 国	道	県	道 •	地方	道	市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他	巾 追	で 07 他
6年	20	25	0	18	10	11	2 1	121	6
5年	23	19	0	15	12	7	17	154	9

⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
6年	21	38	22	27	40	50	34
5年	25	34	47	43	41	40	26



自転車事故多発中! ヘルメットを着用しましょう。

⑥時間別

	0時~	2時~	4時~	6時~	8時~	10時~	12時~	14時~	16時~	18時~	20時~	22時~
6年	4	1	9	2 1	25	26	2 8	31	34	33	15	5
5年	7	2	7	30	41	30	29	30	34	2 7	14	5

7) 町名別 (区内多発順)

	駒岡	鶴見中央	生麦	下末吉
6年	28	26	17	16
5年	18	37	20	19

※当月累計の多発順を元に掲載していま す。常に発生の多い地区ではありません。

⑧事故類型別

				人対	車両				
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	列車
6年	8	3	50	21	50	54	31	14	1
5年	15	6	39	59	43	36	32	25	1



(9)関係者別(二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

//	子供	高齢者	二輪	自転車							
6年	14	80	69	64							
5年	22	71	74	86							

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭 部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを 着用することは大変重要です。

自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう!